労委公告

交番その他の派出所及び駐在所の名称、

位置及び所管区に関する告示の一部改正

公安委告示

山口県労働委員会のあっせん員候補者.

山口県選挙管理委員会運営規程の一部改正

選管告示

道路の供用の開始 (道路整備課).....

道路の区域の変更 (道路整備課)..... 海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正 (漁港漁場整備課)......... 海岸保全区域の指定 (漁港漁場整備課)

漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項 (水産振興課).......

Щ

公告

す競

縦

覧

期

間

縦

覧

場

所

山口県漁業協同組合

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正 (会計課).....

県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正 (住宅課)......

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改下公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改下

正

安岡本町一丁目七番一五号

重永 山城

鐐

Щ

口県漁業協同組合

周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)...

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課)

П

(定期)

目

次

Ξ

7	成	22	年
į	月	5	日
(金曜	¥E	([
	ılı		

N 3口県告示第八十四号 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定によ

四 五 五 四 四 兀 Ξ 五 同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。 ıΣ 加入区 下関市 西部 加入区 市西部 当該届出に係る指定漁船調書は、 加 加 漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第 届出事項 指定漁船調書の縦覧 平成二十二年三月五日 λ λ X X 平成二十二年三月五日から同月十九日まで 下関市安岡本町三丁目一一番三号 住

発

起

所

氏

名

合なする漁業協同組出をする漁業協同組制をする漁業協同組

次の二により縦覧に供する。

一項の規定による

山口県知事

井

関

成

山口県告示第八十五号

次のとおり指定する。 海岸法 (昭和三十一年法律第百一号) 第三条第一項の規定に基づき、 海岸保全区域を

平成二十二年三月五日

六

六

六

海岸の名称

山口県知事

井

関

成

山口県山口南沿岸徳山漁港海岸居守地区海岸

指定区域 基点一、二、 Ę 四 五 六 ţ 八 九 一〇、一一、一二、一三の各点を順次

号 の一、三の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置

九・八三七八秒東経一三一度四九分五三・二五四七秒) 周南市大字大島字粭塚四六番地の二四の標柱の位置 (北緯三四度〇〇分三

基点一から二〇八度五三分三四秒二四六・四メートルの点

基点二から一四九度二〇分五五秒二・七メートルの点

五 基点四から二三四度一一分四四秒一○・八メートルの点 基点三から一八四度二〇分三四秒九九・九メートルの点

基点五から二三四度一一分四四秒一三・六メートルの点

基点八から一二三度三一分四七秒四九・六メートルの点 基点七から一〇九度一五分四四秒一三五・四メートルの点 基点六から一一二度三三分四六秒六一・五メートルの点

 $\overline{\circ}$ 九 基点一○から一六四度三二分四九秒二五・四メートルの点 基点九から一四八度三八分○三秒八一・七メートルの点

基点一一から一八九度三三分〇八秒三〇・二メートルの点

Ξ 基点 | 二から二〇三度五三分四九秒四五・六メートルの点

補助点

П

七の一 Ξ _ の 基点七から三三七度五二分一七秒二五・三メートルの点 基点三から一一四度四七分二八秒三○・三メートルの点 基点一から一一八度五三分三二秒三二・五メートル

九の 八の 基点八から二五度○六分一八秒一九・一メートルの点 基点九から四五度○二分一○秒二四・三メートルの点

Щ

_ ර 基点一○から六六度○一分二一秒二三・八メートルの点 基点一○から六六度○一分二一秒四八・一メートルの点

_ _ の _ _ | | 基点一三から六三度○○分四○秒五四・○メートルの点

方位は、真方位とする。

山口県告示第八十六号

次のように改正する 海岸保全区域の指定に関する告示 (昭和三十三年山口県告示第百五十二号) の一部を

平成二十二年三月五日

七

結んだ線及び基点一三、補助点一三の一、一〇の一、一〇の二、九の一、八の一、

山口県知事 井 関

成

山口県山口南沿岸福川漁港海岸福川地区海岸に関する部分を次のように改め

二 十 六 (一) 海岸の名称

る

山口県山口南沿岸福川漁港海岸福川地区海岸

(___) 指定区域

を順次結んだ線によって囲まれた区域 三、||の||、||の|、七の|、四の||、四の|、|の|、基点|の各点 四の各点を順次結んだ線及び基点一四、補助点一四の二、一四の一、 基点一、二、三、 四 Į 六七 V 九、一〇、一一、一二、一三、 _ _ თ

分一〇・八三七秒東経一三一度四四分三九・二六九秒) 周南市温田二丁目四一六六番地の八の標柱の位置 (北緯三四度〇四

基点一から一○度四一分二二・一秒一三三メートルの点

五 四 基点二から三四五度三〇分一三・一秒九七メートルの点 基点三から二六一度五九分一三・四秒一三二メートルの点

基点四から三五三度二四分五八・八秒七六メートルの点

基点六から一六五度二六分三四・四秒五二八メートルの点 基点五から二六九度一○分五一・○秒一五一メートルの点

基点七から二二五度一二分五三・三秒六○○メートルの点

基点八から三四六度五六分○五・二秒八九四メートルの点

基点九から二六四度四六分○一・九秒一○五メートルの点

0

九

八

七六

基点一○から一六九度○五分五九・四秒一、○五四メートルの点

基点─二から二八六度三九分四五・四秒三六○メートルの点 基点──から二四二度○四分○三・七秒一八五メートルの点

基点 | 三から二六 | 度四八分三 | ・三秒五六メートルの点

補助点

Ξ 兀

四の 四の一 七の一 _ の _ 基点七から一二〇度〇五分二九・七秒九六メートルの点 基点四から二○五度五六分五五・○秒九五メートルの点 基点四から一三七度〇 基点一から二五六度三○分○○・○秒四○メートルの点 一分二四・〇秒七七メートルの点

成

路

X

路の区域を変更する。 山口県告示第八十七号 の三地先までの三地先まで て一般の縦覧に供する。 道路の区域 その関係図面は、平成二十二 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一 道路の種類 平成二十二年三月五日 線 名 — 四 の 二 注 _ の 三 _ ტ _ 四の一 の 一 県道 1 岩国佐伯線 2 年法律第百八十八号) 第十一条の基準に従って測定したものであ (平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法 (昭和二十四 方位は、真方位とする。 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律 基点一四から二四一度四五分二二・九秒四○メートルの点 基点一四から一九二度四五分二二・九秒七七メートルの点 基点──から一七四度五二分○六・五秒二五一メートルの点 基点一一から一三四度五五分三三・四秒二八〇メートルの点 基点一一 間 |年三月五日から||月間山口県土木建築部道路整備課にお から一〇五度一五分二〇・三秒一八七メートル 旧新別 旧 敷 (メー・派地の 五四 ト幅 ル 員 Щ 口県知事 項の規定により、 (延 メ ー ト ル_長 = 井 備 次のとおり道 関

の点

X

間

旧

新別

(メー・数地の

(延 メ ー

ト ル_長

備

考

五地先まで
五地先まで
本地先まで

新

最最 広狭

四五

··· 六二

一二六・九

完了による。道路改良工事の

旧

最最 広狭

_ 三 六・

路 道路の区域 道路の種類 線 名 県道 山陽豊田線

同市豊田町大字矢田字今熊 三〇地 - の七地先がら	遭出	地先	同市豊田町大字中村字松ケ鼻八五二の一地分がら	地	一地先まで展	司市豊田叮大字段敷字長下寺一九一 の一地先から	豊田	区	
	š	新				旧		旧新別	
最最 広狭	2	Ē J.	最最 広狭		£	最最 乙努		∀ [±]	敦也
三五・〇一、五五三・	- i)	-	- ヒ九 ・・ -五		- 7 -	– ካቲ • •		(メートル)	區
_			_			ź		~ 3	Œ
五五三・八			比,五一、一七六、三			二、三五九・二		(メートル)	-
の道路の区域		里理用プロ区	下関長門	終点の変更によ				備	
域田線			線	£				-5	

Ξ

道路の

県道

新

最最 広狭

兀 四五 五〇

〇三六・五

完了による。

X

間

旧

新別

(メーク

トール)

(延 イ イ

ル長

備

考

地先まで 同市秋芳町秋吉 同字一八 一地先から 美祢市秋芳町秋吉字新開一

同字一八四四の

新

最最

広狭

六〇

六八

兀

六・三

完了による。道路改良工事の

八四四の

旧

最最 広狭

=0

四八

四六・〇

考

路

線

名

東吉部秋吉線

道路の種類

県道

道路の区域

路

線 種類

名

美東秋芳西寺線

道路の区域

山口県告示第八十八号

路の供用を開始する 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十二年三月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課にお

平成二十二年三月五日

= 井 関

山口県知事 成

供 用 開 始

寺美県 線東 秋 芳 西道 路 線 名 同市秋芳町秋吉字四ツ辻二〇八一の五地先まで美祢市秋芳町秋吉字白土一八四一の一地先から 供 用 開 始 ത X 間 六平 日成 供用開始の期日 一十二年三月

線東県吉部秋吉道	路線名	
同市秋芳町秋·	供	
吉秋吉同字	用	
字新一開八一	開	
四四四の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	始	
地一 先地 ま先	の	
でから	X	
	間	
六日二十二年三月	供用開始の期日	

山

П

山口県告示第八十九号

年山口県告示第三百二十一号) 公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示 (平成九 の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月五日

山口県知事 _ 井 関 成

棟」を「D棟」に改め、同表東岐波県営住宅の項中「一号棟」の下に「及び二号棟」を 表稗田県営住宅の項中「L棟」を「N棟」に改め、同表西宇部県営住宅の項中「A

> 「及びE棟」を加え、同表高井県営住宅の項中「J棟」を「K棟」に改める。 加え、「二号棟」を「三号棟」に改め、同表恋路県営住宅の項中「C棟まで」の下に

山口県告示第九十号

を次のように改正する。 県営住宅の構造及び戸数に関する告示 (平成十年山口県告示第二百三十七号) の 部

平成二十二年三月五日

山口県知事

井

関

成

「一三六」を「八八」に改め、 表稗田県営住宅の項中「五二五」を「四六五」に改め、 同表恋路県営住宅の項中「四八」を「六九」に改め、同表高井県営住宅の項中「九 同表東岐波県営住宅の項中「二九〇」を「二八〇」に改 同表西宇部県営住宅の項中

山口県告示第九十一号

○」を「一三八」に改める。

六十六号) の一部を次のように改正する。 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百

平成二十二年三月五日

山口県知事 = 井 関

成

一の表中

を	平四成二二、三	所 一号 防府市役 寿町七番	組合開門	号寿町七番	員労長働	担 打 前 前 前 前 前 前 行 前 間 行 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司 司

打道晋一 組合執行委員長 長	高等自動車学校株式会社山口県			
防府市寿町七番	番三号明二			
組合階員労働	車学校山口県高等自動			
所一 <i>"</i> 号	五"			
防寿 府町 市七 役番	大字浜方			
平 "成 三 三	平四成二、			
に 改 め				

ಶ್ಠ

山口県告示第九十二号

する告示 (平成二十二年山口県告示第五十六号)の一部を次のように改正する。 競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般

平成二十二年三月五日

口県知事 井 関 成

置」を「警察情報ネットワーク端末装置」に改める。 二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「ガソリン 警察情報ネットワーク端末装



(五八)特定非営利活動法人の設立の認証の申請

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

月二十二日までの間、 号 第二号イ、第五号、 山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。 第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十二年四

平成二十二年三月五日

П

県

山口県知事 _ 井 関 成

申請のあった年月日

Щ

平成二十二年二月二十二日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

八坂地区むらづくり協議会

代 表 者 の 氏 名 称 山本祭

主たる事務所の所在地

山口市徳地八坂一一九〇番地の

Ξ 定款に記載された目的

内の農林産物販売活動等を通し、 との連携により住み良い地区づくりを行い、八坂地区の活性化に寄与すること。 八坂地区を中心とした住民に対して、やまぐちサッカー交流広場を拠点とした地区 都市住民と農村との交流を促すとともに、地区住民

(五九) 周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。 る同法第二十条第一項の規定による周南都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項 に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同 下松市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

平成二十二年三月五日

都市計画の種類及び名称

山口県知事 井 関

成

周南都市計画公園二・二・二百二十八荒神街区公園 周南都市計画公園| 周南都市計画公園| 周南都市計画公園| 周南都市計画公園 周南都市計画公園 周南都市計画公園| 周南都市計画公園二・二・二百二十一下藤光街区公園 周南都市計画公園二・二・二百二十東光寺街区公園 周南都市計画公園二・二・二百十九大河内街区公園 周南都市計画公園二・二・二百十八 八丈街区公園 周南都市計画公園 周南都市計画公園二・二・二百十六寺迫街区公園 周南都市計画公園二・二・二百十五豊井街区公園 周南都市計画公園二・二・二百十四百田街区公園 周南都市計画公園二・二・二百十三西市街区公園 周南都市計画公園 周南都市計画公園二・二・二百十一古川街区公園 周南都市計画公園二・二・二百十栄町街区公園 周南都市計画公園二・二・二百九相生街区公園 周南都市計画公園二・二・二百八中豊井街区公園 周南都市計画公園二・二・二百七宮前街区公園 周南都市計画公園二・二・二百四中市街区公園 周南都市計画公園二・二・二百二本町街区公園 周南都市計画公園二・二・二百一金輪街区公園 |・||・||百||十七東開作街区公園 |・二・二百二十五申川街区公園 |・二・二百二十六垣内街区公園 |・||・||百||十四琴平街区公園 |・||・||百||十三上高塚街区公園 |・||・||百||十||上藤光街区公園 |・||・||百十七旗岡街区公園 |・二・二百十二半上街区公園

Щ

口県土木建築部都市計画課

周南都市計画公園二・二・二百三十一上小堤街区公園 周 周南都市計画公園二・二・二百二十九西開作街区公園 南都市計画公園二・二・二百三十香力西街区公園

周南都市計画公園二・二・二百三十三住吉街区公園 周南都市計画公園二・二・二百三十二中香力街区公園

周南都市計画公園二・二・二百三十五森金街区公園 周南都市計画公園二・二・二百三十四上香力街区公園

周南都市計画公園二・二・二百三十六平畑街区公園 周南都市計画公園二・二・二百三十七草ヶ迫街区公園

周南都市計画公園二・二・二百三十九大田街区公園 周南都市計画公園二・二・二百三十八井手ノ上街区公園

都市計画の図書の写しの縦覧場所 周南都市計画公園二・三・二百四十一鴨沢街区公園 周南都市計画公園二・三・二百四十大海街区公園 南都市計画公園二・三・二百四十二 一船入街区公園

П

山口県選挙管理委員会告示第十五号

部を次のように改正する。 山口県選挙管理委員会運営規程 (昭和三十五年山口県選挙管理委員会告示第四号) の

Щ

成 一十二年三月五日

山口県選挙管理委員会委員長

上 符 正

顕

第十九条第 項中「、 防府県税事務所」 を削る

別表第 中

山口県選挙管理委員会防府地方事務局

防 府 市

を

削

ıΣ 別表第一 山口市」 を 出 市 防府市」 に改める。

> 防府地方事務局 長印

方事務局長之印山口県選挙管理

委員会防府地 $\overline{\circ}$

公 文 書 用

を削る。

附 則

この規程は、 平成 一十二年四月一日から施行する。



山口県公安委員会告示第七号

日から施行する。 山口県公安委員会告示第六十三号) 交番その他の派出所及び駐在所の名称、 の一部を次のように改正し、 位置及び所管区に関する告示(昭和四十一 平成二十二年三月十一

平成二十二年三月五日

Щ

県

公

安

委 員

슾

表山口県岩国警察署の部坂上警察官駐在所の項を次のように改める。

駐 主 主 和 警 官 町渋前 岩国市美和

西畑、美和町下畑、美和町生見、美和町阿賀坂、美和町上駄床、美和町田ノ口、美和町渋前、美和町ノ内、美和町中垣内、美和町黒沢、美和町滑、美和町倉舎で、美和町岸根、美和町釜ケ原、美和町瀬県和町百合谷、美和町長谷、美和町日宛、美和町大根川、岩国市のうち美和町長谷、美和町日宛、美和町大根川、岩国市のうち美和町長谷、美和町日宛、美和町大根川、

表山口県岩国警察署の部生見警察官駐在所の項を削る。



公 告

山口県労働委員会のあっせん員候補者

月 労働関係調整法 (昭和二十一年法律第二十五号) 第十条の規定に基づく平成二十二年 一十四日現在の山口県労働委員会のあっせん員候補者は、 次のとおりです。

平成二十二年三月五日

山口県労働委員会会長 瀧 井

勇

六

平成二十二年三月五日発行平成二十二年三月五日印刷

発発 行行 人所

山口県知・

事庁